

# 保育園・認定こども園入園案内(案)

## 令和3年度

募集期間 令和2年10月15日から11月2日まで



### 目次

1. 今回の募集対象児童	P. 1
2. 申込み方法	P. 1
3. 教育・保育給付認定	P. 1
4. 提出書類	P. 4
5. 保育内容	P. 6
6. 入園に関する事項	P. 7
7. 通園バスについて	P. 7
8. 保育無償化について	P. 7
9. 保育料金について	P. 8
10. 南魚沼市の保育園・認定こども園	P. 11
11. 各保育園・認定こども園の特徴	P. 13

※掲載の情報は、国及び県の通知並びに子ども・子育て会議の審議を踏まえて入園までに変更される場合がありますので、予めご了承ください。

## 1. 今回の募集対象児童

今回の園児募集で申請できるのは、令和3年度（年度途中も含む）に南魚沼市に住所があり、保育園・認定こども園（以下「保育園等」という。）の利用を希望する児童です。既に1号認定で内定している児童は、内定園を通じて教育・保育給付認定の申請が必要です。

※南魚沼市に転入予定の児童も対象です。ただし、国外にいる児童は入国してから入園申込を受け付けます。

※生まれていないお子さんは募集の対象外です。ただし、募集期間内の申込みに関しては、令和2年度中に生まれるお子さんは申込みを受け付けます。

※市外に住所があり、南魚沼市の保育園等の利用を希望する方は、住所地の市町村にご相談ください。

### 市外の保育園等を希望する場合

市町村によって募集期間が異なりますので、入園の募集期間に間に合うように、必要な書類を南魚沼市の窓口へ提出してください。

南魚沼市から転出する場合は、転出先の市町村へお問い合わせください。

### 年度途中の入園申込みについて

年度途中の入園申込みは、職員配置や定員等の関係で非常に難しい状況となっています。年度途中で産休・育休が終了する方、就職をする方、その他の理由で年度途中の入園が必要と思われる方は、必ず募集期間内に申込みをしてください。

※申込み後に辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

## 2. 申込み方法

提出書類を募集期間内に受付場所へ提出してください。

**募集期間：令和2年10月15日（木）から令和2年11月2日（月）まで（予定）**

**受付場所：第1希望の保育園・認定こども園、市役所子育て支援課（本庁舎）、大和市民センター、塩沢市民センター、子育ての駅「ほのぼの」（水・土・日曜日と祝日以外）**

※全ての提出書類が揃ってから提出してください

※上記期間を過ぎてからの提出は、優先順位が低くなる場合があります。

## 3. 教育・保育給付認定

**保育園等を利用するには『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。**

教育・保育給付認定は、保護者の保育の必要な事由等によって南魚沼市が認定を行いません。

保育園等の利用は、認定の有効期間内となりますのでご注意ください。

また制度により、3歳未満の児童は認定の有効期間が最長で3歳の誕生日の前々日までとなっています。誕生月の下旬に新しい認定に関する通知が届きます。

前年度からの継続利用、1号認定の方も、年1回の現況確認を受ける必要がありますので、必ず教育・保育給付認定（現況確認届）申請書兼入園申込書を提出してください。

※認定内容に変更があった場合、認定変更申請をする必要があります。

※虚偽の申請で教育・保育給付認定を受けた場合は、認定を取り消します。

## 《認定の区分》

保育の必要性和子どもの年齢に応じて、3つに区分されます。

認定の区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	<u>満3歳以上児</u> の未就学児で、幼稚園等での保育を希望する場合	認定こども園
2号認定 (保育認定)	<u>満3歳以上児</u> で、保護者の就労や疾病などにより、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	<u>満3歳未満児</u> で、保護者の就労や疾病などにより、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園

※特別な事由がある1号認定児童に限り、保育園の「特別利用保育」が可能です。

## 《保育の必要量に応じた区分》

保育認定（2号・3号）については、保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

保育の必要量	保育時間	就労時間
保育標準時間認定	最長 11 時間/日	1ヶ月 120 時間以上
保育短時間認定	最長 8 時間/日	1ヶ月 64 時間以上 120 時間未満

※保育については上記の認定を受けた場合であっても、保護者が保育できない時間での利用となります。

※標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することもできます。

※事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は教育・保育給付認定決定通知でお知らせします。

## 《特別利用保育(特例施設型給付)》

1号認定を受けている児童のうち、次の事由のいずれかに当てはまる場合は、1号認定として南魚沼市内の保育園を利用することができます。

事由	内容
3歳未満の子どもを家庭で保育する場合	保護者が3歳未満の児童を家庭で保育する場合に、満3歳以上の子どもの保育園利用を認める。
年長児童が継続して保育園を利用する場合	前年度又は当該年度において、2号認定として保育園を利用し、当該年度において1号認定となった年長児(4/1時点で5歳)が、継続して利用する場合の保育園利用を認める。
市内教育施設の利用を希望するが、受入れが出来ない場合	市内全ての教育施設(認定こども園)において、定員超過等の理由により、当該児童を受入れることで運営上支障が出る場合に限り、保育園の利用を認める。

- (1) 保育料については、認定こども園を利用する1号認定児童と同様です。**その他に給食費(副食費)がかかります。**
- (2) 特別利用保育時間(8:30~14:30)を厳守してください。違反がある場合は、特別利用が取り消される場合があります。
- (3) 原則として**延長保育は利用できません。**やむを得ない事情がある場合は、保育園又は子育て支援課にご相談ください。
- (4) 希望する保育園の定員に空きがない場合は、保育園の利用はできません。
- (5) お住まいの域内に利用可能な認定こども園がある場合は、そちらの利用が優先されます。

## 《保育の必要な事由》（2号・3号認定）

保育園等での保育を希望する場合は、以下の保育の必要な事由に該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定	添付書類	備考
月 120 時間以上の就労 (就労形態は問わない)	標準	就労証明書	一時預かりで対応可能な短時間(64h/月未満)の就労は除く
月 64 時間以上 120 時間未満の就労	短		
妊娠・出産	標準	母子手帳の写し	産前6週(多胎の場合は14週)を含む月初日から産後8週目を含む月末まで
保護者の疾病・障がい	標準	診断書又は手帳等の写し	
同居親族の介護・看護	標準	手帳又は介護保険証等の写し	保護者が主に介護・看護に携わっていること
災害復旧	標準	り災証明書等	
求職活動(起業準備を含む)	短	ハローワークカードの写し又は求職活動等状況申立書	90日を経過する日が属する月末まで(続けて求職活動の認定を受けることはできません)
月 120 時間以上の就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)	標準	在学証明書	原則として卒業又は退学するまでの期間
120 時間未満の就学	短		
虐待、DVや重度障害による措置(特別な配慮)が必要であること	標準	調査書	まずは児童相談所、子育て支援課、保健師等にご相談ください。
保護者の資質等により適切な家庭保育環境が確保されないと判断され、支援が必要であること	短		育児に関する検診・面談等が義務付けられます。対象となる家庭へは、子育て支援課及び保健師等から声をかけさせていただきます。
育児休業中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること	短	就労証明書	育児休業の対象の子どもが1歳になった日が属する年度末まで
その他、前記に類する状態として市長が認めること	標準/短	市長が指定する書類	

※上記の事由に当てはまらない場合は1号認定となります。

※年度途中で事由が変更になる場合は、**必ず変更申請書を提出**してください。

※添付書類に関する詳細は、5ページをご確認ください。

## 《利用調整》

- (1) 保育園等に新規で入園希望する人数が、その園の利用定員を上回る場合、利用調整を行います。
- (2) **保育の必要度の高い順に受け入れます。**認定申請書、保育の必要性を確認する書類及び「保育園等入園基準指数表」の内容に基づき、利用申請者ごとの保育の必要度（優先順位）を算定し、入園判定を行います。
- (3) 入園申込書には、必ず、**入園希望園を第1希望～第3希望**まで記入してください。
- (4) 保育園においては、1号認定児童（特別利用）よりも2・3号認定児童の利用が優先されます。
- (5) 定員等によって入園ができない場合は保留となり、定員が空き次第入園となります。
- (6) 私立認定こども園における1号認定の利用調整方法については、各園にお問い合わせください。

## 《入園日・慣らし保育について》

- ・ 11、12 ページの各園の受入れ年齢を満たさない年齢・月齢の児童は入園することができません。
- ・ 新規入園児童は、慣らし保育として、短時間の保育を行う園があります。（公営園は4日間）
- ・ 入園日から慣らし保育が始まります。
- ・ 保育の必要な事由が「就労」の場合、慣らし保育として就労開始前の2週間を超えない期間を入園希望日とすることができます。
- ・ 受入れ年齢の例外として、1歳の誕生日から「就労」となり、家庭に保育できるものがない家庭に限り、慣らし保育(4日間)を誕生日前に行うことができます。  
（赤石・上原・四十日・西五十沢・八幡・下長崎・上長崎・石打・上関）

## 4. 提出書類

必要書類は保育園・認定こども園、市役所子育て支援課（本庁舎）、大和市民センター、塩沢市民センター、子育ての駅「ほのぼの」で配布しています。  
また、南魚沼市ウェブサイトからもダウンロードできます。

### (1) 教育・保育給付認定（現況確認届）申請書 兼 入園申込書 **様式1**

保育園等を利用するために必要な教育・保育給付認定を判定する書類です。

保育園等の利用を希望する全ての児童が対象となります。

※該当する項目を記入してください。

※申請内容に**変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。**提出を怠った場合や故意に虚偽の申請をした場合は「認定の取消し」「保育料等の追徴」外、不利益を被る場合があります。

※認定こども園の利用を希望する場合は、このほかに申込書の提出が必要になる場合がありますので、入園希望の園に直接ご確認ください。

※転入予定の場合、住所欄に南魚沼市に転入後の住所と、申請時の住所を記入してください

※これから出産予定で申し込む場合は、年齢欄に予定日を記入し、母子手帳の写しを提出してください。

### (2) 申込書の内容を証明する書類（対象者のみ）

#### ①ひとり親家庭（別居のみは対象外）

父母が離婚調停中の場合のみ、申立書の写し等の証明書

#### ②同居親族に障がい者がいる（児童本人も含む）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し

特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明できる書類

※父母の市民税所得割額により、保育料減免の対象になる場合があります。

### (3) 保育園等入園基準指数表 **様式2** (2・3号認定児童のみ)

2・3号認定を希望する方は必ず提出してください。保育の実施基準に該当する入園（転園）希望者が施設の募集人数を超えた場合には、利用調整を行います。利用調整の際に保育の必要度を指数として算定し、指数の高い方から優先して入園を決定します。

### (4) 保育の必要な事由を証明する書類 (2・3号認定児童のみ)

保育園等へ入園を申し込む**児童の父母について**証明書を添付してください。  
複数児童を申請する場合は、一番年齢の高い児童に原本を添付し、その他の児童には写しを添付してください。

#### ①就労（フルタイム、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労。）

⇒**就労証明書（自営、農業の方も含む）** **様式3**

- ・継続して入園を希望する場合も、就労証明書を添付してください。
- ・自営業の場合は、経営主(代表者)に就労証明書を記入してもらってください。
- ・内職の場合は、委託会社から就労証明を記入してもらってください。  
その際に、就労日数・時間の記入がなかった場合は自己申告で記入してください。
- ・年度途中に就労先、勤務時間等が変わった場合は、改めて就労証明書の提出が必要です。
- ・記入方法についての詳細は、**様式3**の裏面を参照してください。
- ・就労先が内定中の方で、就労証明を書いてもらえない場合は、求職活動状況等申立書の「勤務先が内定」の項目を記入し提出してください。その場合利用調整の際には求職活動の指数となります。

**※就労先の内定証明等があり、月の就労時間が確認できる場合は就労の指数となります。**

#### ②妊娠・出産

⇒母子手帳の写し（分娩予定日、母の名前がわかるもの）

#### ③保護者の疾病・障がい

⇒**医師の診断書**または**身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳**の写し

#### ④同居している親族の介護・看護

⇒**医師の診断書**または**介護認定を受けている場合は介護保険証**の写し  
・同居ではない場合、別に申出書の提出が必要になります。

#### ⑤災害復旧

⇒**災証明書**等

#### ⑥求職活動（起業準備を含む）

⇒**ハローワークカードの写し**または**求職活動等状況申立書** **様式4**

- ・就職が決定したら就労証明書を提出してください。
- ・求職活動中の認定有効期間は、最長90日を経過する日が属する月末までとなります。

#### ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⇒**在学証明書** **様式5**

- ・**大学や専門学校等で発行しているもので、在学期間・月当たりの在学時間がわかる書類でも代えることができます。**

#### ⑧育児休業

⇒**就労証明書** **様式3**

※保育の必要な事由や内容が変わる際は、変更申請書と各種証明書を提出してください。

## 5. 保育内容

### 《教育・保育時間》

- (1) 通常教育 8:30～(14:00～15:30)まで (園によって異なります)  
通常保育 8:30～16:30 まで

※児童の状態によっては教育・保育時間が通常よりも短くなる場合があります。

- (2) 特別保育・延長保育

- ・特別な事情のある家庭に限り、特別保育・延長保育を実施します。利用希望の場合は、保育園等へ申込みをしてください。
- ・家庭状況等を調査したうえで利用の可・否を決定します。なお、延長保育は、延長保育料（実費徴収）がかかります。

#### ① 特別保育時間

保育標準時間認定者のみ利用可能 7:30～8:30・16:30～18:30

#### ② 延長保育時間

- ・2・3号(標準時間)認定 7:30～18:30(11時間)を超える利用
- ・2・3号(短時間)認定 8:30～16:30(8時間)を超える利用

- (3) 預かり保育 (幼稚園型一時預かり)

1号(教育標準時間)認定 園によって実施時間が異なります。

	7:00	7:30	8:30	14:00～15:30	16:30	18:30	19:00	20:00
1号認定			預かり保育 (有料)	(教育標準時間)		預かり保育 (有料) ※園によって実施時間が異なります		
2・3号認定	延長保育 (有料) ※実施園のみ	(特別保育)	(通常保育時間) 保育標準時間			(特別保育)	延長保育 (有料) ※実施園のみ	
		(無料)				(無料)		
		延長保育 (無料)	保育短時間			延長保育 (有料)		

※特別利用保育の児童については、原則として預かり保育の利用はできません。

やむを得ない事情がある場合は、保育園又は子育て支援課にご相談ください。頻繁に理由なく遅れる等、制度の趣旨に反する利用がある場合は、特別利用を取り消します。

※預かり保育・延長保育の料金については、各園にお問い合わせください。

### 《土曜・休日保育》

- (1) 特別な事情のある家庭に限り、土曜・休日保育を実施します。  
(2) 実施施設は、11 ページ以降をご確認ください。

※市営保育園は、通園地域にある拠点保育園での保育となります。

- (3) 弁当・水筒・昼寝用の寝具が必要な園もあります。希望する園にお問い合わせください。  
(4) 通常保育時間(標準時間認定 18:30 まで、短時間認定 16:30 まで)に係る利用料の別途徴収はありません。延長保育に関する時間及び料金は平日と同様です。  
(5) 休日保育を利用する場合は、代替休日を取得する必要があります。

※1歳児でむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。

### 《乳児保育 (0歳児保育)》

実施施設・受入れ年齢は、11 ページ以降をご確認ください。

0歳児で入園が決定した児童は、入園前の面談等の際に健康状態調査票(0歳児用)の用紙をお渡ししますので、かかりつけ医からの証明をもらってください。(証明料は保護者負担)



となります)

## 《保育園給食における除去食対応》

食物アレルギー等で除去食等が必要な場合は、出来る範囲内で対応しております。除去食依頼書とかかりつけ医の指示書をお持ちのうえ、園にご相談ください。

## 6. 入園に関する事項

### 《面談》

新規で入園が決定した児童は、保育園で入園前に保護者との面談を行います。面談の日程については、後日保育園等からお知らせがあります。

面談時にお子さんやご家庭等の現況を確認することがあります。変更がある場合は、教育・保育給付認定の変更申請を提出してください。

### 《教育・保育給付認定の決定及び保育利用決定通知》

2月上旬までに認定に関する通知及び保育利用決定通知を送付します。

保育料は3月下旬にお知らせします。

年度途中入園の児童については、入園前月下旬に保育料等をお知らせします。

## 7. 通園バスについて

(1)市営保育園のバス利用については、各園にご相談ください。原則として小学校区内の園に通い、自宅と園との距離が500m以上あり、3歳以上で座席に1人で座ることが出来ること、また、家族が送迎できない児童が対象です。

(2)私営保育施設で、バス(有料)を運行している園もあります。詳しくは、各園にお問い合わせください。

## 8. 無償化について

令和元年度10月1日より就学前3年間の保育園・認定こども園などの保育施設やその他の施設・事業の利用料が無償となります。副食費は実費負担となります。

(1)対象者

- ・1号認定の満3歳児～5歳児(年長)
- ・2号認定の3歳児～5歳児(年少、年中、年長)
- ・3号認定の市県民税非課税世帯(0～2歳児)

(2)対象施設と内容

施設	無償化内容	手続き
保育園 認定こども園(保育利用)	保育料無償 ※延長料金は対象外	無
認定こども園(教育利用)	保育料無償(月額上限あり) ※就労等の保育の必要性がある場合、預かり保育は月額11,300円まで無償 ※満3歳児で3月31日を超えていない児童(住民税非課税世帯のみは月額16,300円まで無償)	無 ※有
認可外保育施設等 認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター	保育料無償(月額上限あり) ※就労等の保育の必要性がある方で、保育園等に通園していないことが要件 3～5歳児:月額37,000円まで無償 0～2歳児(住民税非課税世帯):月額42,000円まで無償	※有

※認定こども園での預かり保育、認可外保育施設等<sup>を</sup>無償で利用するには「施設等利用給付認定」の申請をする必要があります。



## 〈施設等利用給付認定申請に必要な書類〉

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- (2) 保護者の証明（保育の必要な事由の証明に関しては3ページをご覧ください。）
- (3) 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

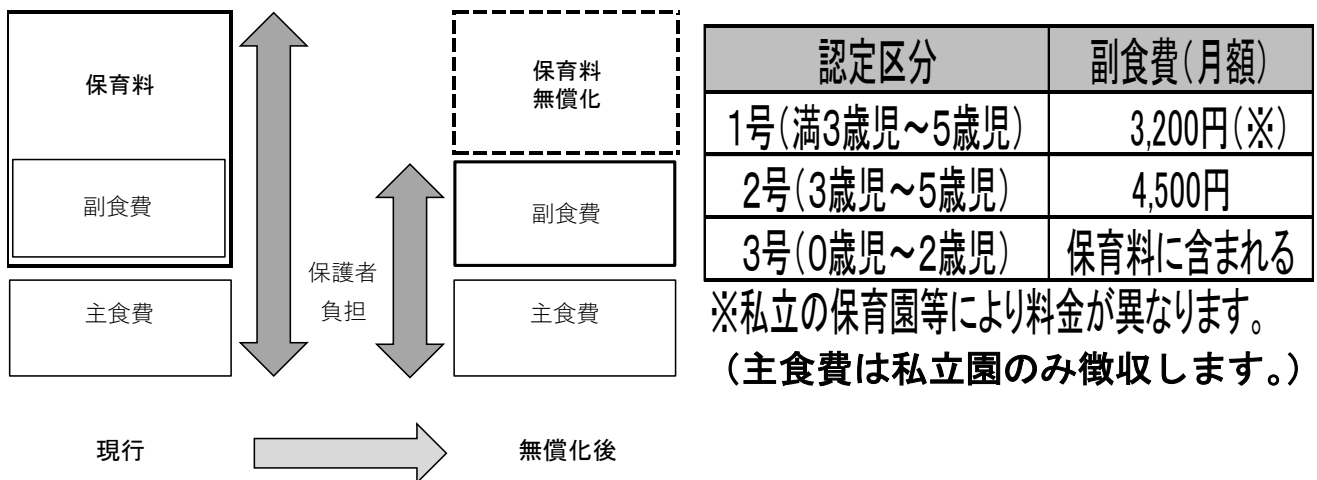
※ (3) は認可外保育施設等を利用する方のみ提出してください。

※ 申請書は子ども1人につき1枚となります。

※ 兄弟で申請する場合、証明は上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

### (3) 給食費（副食費）

給食費は、これまで保育料の一部または実費として保護者負担としていましたが、無償化の実施に伴い、国の制度で実費負担に統一されます。ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもは副食費が免除となります。



	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	年齢に関わらず被監護者の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

## 《給食費(副食費)の納入》

利用施設によって納入方法が異なります。

### ・公立園

毎月末に口座振替での納入となります。

口座の登録がない方は、納付書が郵送されます。

### ・私立保育園、認定こども園

各園で徴収しますので、各園にお問い合わせください。

## 9. 保育料金について

### 《保育料の決定》

- ・保育料は原則として、全ての利用者が児童の父母の市町村民税所得割額により決定します。ただし、保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ・父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ・4月から8月までは前年の市町村民税所得割額、9月からは現年の市町村民税所得割額で計算します。

- ・入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、必ず「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」を在籍している園に提出してください。
- ・延長保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。
- ・月途中の入退園の場合、保育料は日割りになります。

## 《保育料の納入》

利用施設によって納入方法が異なります。

### ・公立園、私立保育園

毎月末に口座振替での納入となります。

口座の登録がない方は、納付書が郵送されます。

※指定の期限までに納入されない時は、地方税の滞納処分の例により、財産調査、差押等を行います。

### ・私立認定こども園

各園で徴収しますので、各園にお問い合わせください。

## 令和元年度(10月～令和2年3月) 南魚沼市保育料(1・2号認定)月額表

令和元年10月1日以降、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料です。

## 令和元年度(10月～令和2年3月) 南魚沼市保育料(3号認定)月額表

	階層		3号認定 (標準時間)	3号認定 (短時間)
非市 課町 税村 民 世帯 税	1階層	生活保護法による被保護世帯	( 0 )	( 0 )
	2-1階層	市町村民税非課税の母・父子、または在宅障がい者世帯	( 0 )	( 0 )
	2-2階層	市町村民税非課税で上記ほかの世帯	( 0 )	( 0 )
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	3-1階層	市町村民税所得割額 48,600円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	( 5,750 )	( 5,650 )
	4-2-1階層	市町村民税所得割額 77,101円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	( 6,000 )	( 6,000 )
	3-2階層	市町村民税所得割額 48,600円未満の上記ほかの世帯	( 15,500 )	( 15,200 )
	4-1階層	市町村民税所得割額 48,600円以上～65,000円未満の世帯	( 21,500 )	( 21,100 )
	4-2階層	市町村民税所得割額 65,000円以上～81,000円未満の世帯	( 23,000 )	( 22,600 )
	4-3階層	市町村民税所得割額 81,000円以上～97,000円未満の世帯	( 25,500 )	( 25,100 )
	5-1階層	市町村民税所得割額 97,000円以上～121,000円未満の世帯	( 31,500 )	( 31,000 )
	5-2階層	市町村民税所得割額 121,000円以上～145,000円未満の世帯	( 36,500 )	( 35,900 )
	5-3階層	市町村民税所得割額 145,000円以上～169,000円未満の世帯	( 37,500 )	( 36,900 )
	6-1階層	市町村民税所得割額 169,000円以上～235,000円未満の世帯	( 43,500 )	( 42,800 )
	6-2階層	市町村民税所得割額 235,000円以上～301,000円未満の世帯	( 46,500 )	( 45,700 )
7階層	市町村民税所得割額 301,000円以上～397,000円未満の世帯	( 49,400 )	( 48,600 )	
8階層	市町村民税所得割額 397,000円以上の世帯	( 52,500 )	( 51,600 )	

### ◎保育料金について

- ◆保育料は毎年4月1日の年齢にて計算をします。
- ◆保育料は全ての利用者が原則として、児童の父母の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月からは現年度の市町村民税額で計算します。
- ◆保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ◆入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更されることがありますので、「教育・保育給付認定変更申請書変更届」を在籍している園に提出してください。
- ◆未婚のひとり親は、市町村民税所得割額の計算の際に寡婦(夫)控除をした税額で保育料を計算することができます。対象者は子育て支援課に申請してください。

### ◎保育料の軽減

- ◆多子軽減: 児童の人数により保育料を軽減します。
  - ①市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校就学前の障がい児通園施設に同時入園している児童から数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
  - ②市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
  - ③母・父子、在宅障がい者世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目以降は無料。
- ◆上記の軽減を受けない児童で、4月1日の年齢で18歳未満の子どもから数えて、3人目以降は保育料を20%軽減します。

## 10. 南魚沼市の保育園・認定こども園

注) 定員は現在の予定であり目安です。入園開始時期までに変更される場合があります。

項目 施設名	住所 電話	定員	受入れ 年齢	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり
大 和 地 域	三用保育園	前原町 847 ☎779-3051	70	6ヶ月～	7:30～ 19:00	大崎 保育園	○ 8ヶ月～
	赤石保育園	茗荷沢 710-1 ☎779-3008	65	1歳～	7:30～ 18:30		
	大崎保育園	大崎 3329-3 ☎779-2762	120	6ヶ月～	7:30～ 19:00		
	藪神保育園	九日町 1632-1 ☎777-2331	120	6ヶ月～	7:30～ 19:00		
	(公設民営) (保育所型認定こども園) 浦佐認定こども園	浦佐 5278-9 ☎777-5560	240	2ヶ月～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病児(別棟) ○ 6ヶ月～
六 日 町 地 域	上原保育園	上原 241-1 ☎775-2114	90	1歳～	7:30～ 18:30	あおば 保育園	
	あおば保育園	泉甲 241-1 ☎775-2274	105	6ヶ月～	7:30～ 19:00		
	五日町保育園	五日町 2262-1 ☎776-2155	80	6ヶ月～	7:30～ 19:00		
	四十日保育園	四十日 443 ☎776-3551	60	1歳～	7:30～ 18:30	■	
	宮 保育園	宮 677-2 ☎774-2066	90	6ヶ月～	7:30～ 19:00	八幡 保育園	○ 8ヶ月～
	西五十沢保育園	津久野 964-1 ☎772-3044	70	1歳～	7:30～ 18:30		
	八幡保育園	六日町 19-5 ☎772-2715	120	6ヶ月～	7:30～ 19:00		
	(公設民営) 上町保育園	六日町 928-3 ☎773-6187	60	6ヶ月～	7:30～ 19:00	○	○ 6ヶ月～
	(公設民営) (保育所型認定こども園) めぐみ野こども園	西泉田 201-6 ☎773-5257	95	3ヶ月～	7:30～ 19:00	○	○ 3ヶ月～
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 野の百合こども園	六日町 1225-1 ☎772-2627	110	3ヶ月～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病後児 ○ 3ヶ月～
	(私立) (幼保連携型認定こども園) むいかまちこども園	余川 1519 ☎772-4577	95	1歳～	7:30～ 19:00	○※	○ 1歳～
(私立) たんぽぽ保育園	坂戸 347-9 ☎773-2556	90	2ヶ月～	7:00～ 19:30	○	・休日保育 ○ 2ヶ月～	

施設名	項目	住所 電話	定員	受入れ 年齢	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり
塩 沢 地 域	下長崎保育園	長崎 30-2 ☎782-0092	60	1歳～	7:30～ 18:30	牧之 保育園  ■ 上関 保育園  (上関保育園 12～3月 のみ実施)		○ 8ヶ月～
	上長崎保育園	長崎 2887-3 ☎782-1184	40	1歳～	7:30～ 18:30			
	牧之保育園	中 700 ☎782-1746	150	6ヶ月～	7:30～ 19:00			
	舞子保育園	仙石 1-16 ☎782-0436	80	6ヶ月～	7:30～ 19:00			
	石打保育園	下一日市 737-1 ☎783-3624	45	1歳～	7:30～ 18:30			
	上関保育園	関 1132-5 ☎783-2956	60	1歳～	7:30～ 18:30			
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 金城幼稚園・保育園	塩沢 1393-1 ☎782-0608	100	6ヶ月～	7:30～ 19:00	○ 18:30まで	・子育て支援 センター	○ 6ヶ月～
	(私立) (保育所型認定こども園) わかば保育園	塩沢 605-2 ☎778-2038	90	3ヶ月～	7:00～ 19:00	○ 18:30まで	・子育て支援 センター ・病後児	○ 6ヶ月～
	(私立) (小規模保育施設B型) 小規模保育所 わかば保育園	塩沢 1329-12 ☎778-2022	15	3ヶ月 ～1歳	7:30～ 19:00	認定こども園 わかばで合同		
	(私立) (保育所型認定こども園) 南魚沼どろんこ保育園	大木六 596-3 ☎788-0592	75	2ヶ月～	7:00～ 20:00	○	・子育て支援 センター	○ 2ヶ月～

※ 1歳児でむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。

## 11. 各保育園・認定こども園の特徴

※市や各保育施設のウェブサイトにも情報を載せてありますので、参考にご覧ください。

[市ウェブサイト](#) > [子育て](#) > [保育園・幼稚園・認定こども園](#)

保育園・認定こども園	特徴・保育目標
市営保育園	<p>市内に17施設あります。</p> <p><b>保育目標</b> 「なかよく げんきに のびのびと」 各園が持つ環境資源や行政とのつながりを最大限活かしながら、保護者のニーズに沿った保育を目指します。</p> <p><b>主な活動</b> にこにこ広場(未就園児対象)、園庭解放、子育て相談、世代間交流、親子遠足、七夕祖父母お招き会、夏祭り、運動会、こどものつどい 等</p>
浦佐認定こども園	<p><b>保育・教育理念</b> 「保育の真ん中にこどもを」こども主体の保育を目指す</p> <p><b>目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな感動体験から学びあう子どもを育てる</li> <li>2. 遊びを通して「意欲」「思いやり」「判断力」を育む</li> <li>3. 地域の未来を担う子どもたちを地域全体で育てる</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の外国人英語教師及び音楽担当者による英語でのゲーム、リズム等で親しみ国際交流をはかる(外国籍の園児多数)</li> <li>・八色の森公園、美術館、サッカーグラウンド、病院、小中高大学校、山や川と豊かな自然、物、人的すべての環境を活かす</li> <li>・心身特に神経系発達を促す為、コーディネーションプログラムやサッカー教室を実施</li> </ul>
上町保育園	<p><b>保育目標</b> 「自分の力でやりぬく子ども」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気よく挨拶ができる子・人の話が聞ける子・友達と仲良くし思いやりのある子</li> <li>・友達と楽しく遊び夢中になり発展する子・進んで挑戦し頑張る子</li> </ul> <p><b>保育方針</b> 保育を必要とする乳幼児の保育を目的とし、教育と育ちの場を兼ね備えた養護と教育が一体となった施設です。恵まれた環境の中で基本的な生活習慣を身に付け、心身ともにくつろいだ雰囲気・地域社会との協力の基に健康な子どもの成長を促しています。</p> <p><b>主な活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の一環として、敷地内に菜園を設け種まきから収穫までを体験します。また、自園給食の食材やクッキングに活用</li> <li>・すいか割り・丸太切り・火起こし・いも堀り・焼きいも会・お餅つき等の自然体験</li> <li>・多種の運動への挑戦</li> <li>・月1回外部講師を招いて、英語教室・ダンス教室等を保育に取り入れています。</li> </ul>

<p>めぐみ野こども園</p>	<p><b>特徴・保育目標</b></p> <p>&lt;特徴&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. シュタイナー教育思想に共感し、『博愛主義』を理念としている。</li> <li>2. 資質向上のため『第三者評価を受審』し保育研究を重ねている。</li> <li>3. 『生きる力と思いやりを持った子に育つ』をスローガンに、保育目標の五本柱を掲げ、すべて実践する教育を特徴としている。</li> </ol> <p>&lt;保育目標の5本柱と実践教育&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1: 自分は愛されているという喜びを持てる。</li> <li>2: 自分の言いたいことしたいことを表現できる。</li> <li>3: 決められたことを自分の気持ちでできる。</li> <li>4: 食教育で健康な心と身体が育つ。</li> <li>5: 遊び感覚を通して基本的な生活習慣を身につける。</li> </ol> <p>➡なお実践教育は『石井式言葉教育+譜久里式音感教育+芸術的体育ローテーション+体験式食教育』の4つを基本としている。</p>
<p>野の百合こども園</p>	<p>平成28年3月、創立50年の節目に新しい園舎が完成しました。保育目標の「生きる力」の根っこは、心の成長と身体づくりです。自然を感じ、身体を動かし、美しい言葉や音楽に触れ、素朴で優しい和食や手作りおやつをいただく…。そんな毎日の中、創立以来受け継いできた「一人ひとりの子どもを愛する心」を大切に、0歳児から就学児、学童児までの確かな育ちを支えてまいります。</p> <p><b>保育理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博愛、聖潔、キリスト教精神です。</li> <li>・保育は人助け、保育は奉仕です。</li> <li>・シュタイナー教育思想に共感します。</li> </ul> <p><b>保育目標</b>「生きる力と思いやりを持った子に育つ」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「自分は愛されている」という喜びを持てる</li> <li>2. 自分の言いたいこと、したいことを表現できる</li> <li>3. 決められたことを自分の気持ちで出来る</li> <li>4. 食教育で健康な心と身体が育つ</li> <li>5. 遊びを通して基本的な生活習慣を身につける</li> </ol>
<p>むいかまちこども園</p>	<p><b>教育・保育目標</b>: 自分の力でやり抜く子ども</p> <p><b>保育方針</b>: やさしく・きびしく・あたたかく</p> <p>広い園庭でのびのび遊び、たくさんの友だちと協力し、時にはケンカをしながら、コミュニケーション力を学びます。そして、造形、音楽、運動、言語、表現と幅広い保育活動を体験することで「生きる力」を育んでいきます。</p> <p>園外保育や園外活動において社会でのルールを学びます。家庭と異なる集団生活の中で、たくさんのことを学び、身につけていきます。そんな大切な土台作りをむいかまちこども園は大切にしています。</p> <p>※1歳児で土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。</p>



<p>たんぼぼ保育園</p>	<p><b>保育目標</b></p> <p>①明るい子：「感じたこと」「自分の気持ち」を素直に表現できるよう、子どもの発達や発育を適切に見守り、子どもの気づきを大切にしていきます。</p> <p>②思いやりのある子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お友達との関わり合い、地域の方との関わり合いなどから、周りを思いやる気持ちを育てていきます。自ら学ぶ子・保育活動の中で様々なことを経験、体験し、自ら考え、学んでいける環境作りをしています。</li> </ul> <p>※保育の一環として、一日の活動の一部にヨコミネ式を取り入れています。ヨコミネ式では、「自ら考え、自ら判断し、自ら行動・実践する」ことを大切にしています。頑張った先の喜びや悔しさに出会い、自信をつけて自ら成長していく子ども達を応援していきます。</p> <p><b>保育方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の発育発達を適切に見守り、子ども達が健康な体、明るい心、そして仲間と協力しあえる行動を身につけ「させる」保育ではなく、子ども達の気づきを大切に、自ら考え自ら行動する子ども達に成長の手助けをする。</li> <li>・安心して子育てができるよう家庭、保育園、地域社会の役割を認め合い子育ての支援をする。</li> </ul>
<p>わかば保育園</p>	<p><b>保育理念</b> 一人ひとりが自己を発揮できる環境を用意することにより、乳幼児の健全な心身の発達と家庭における子育て支援を図る。</p> <p><b>保育目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく健康な子ども (心身ともに健康で、自分の思いを素直にあらわせる子ども)</li> <li>・思いやりの心を持つ子ども (自分自身や自分の周りの人、物を大切にできて感謝の心を忘れない子ども)</li> <li>・考える子ども (身近な環境の中で興味や関心を持って遊べる子ども、善悪の判断のつく子ども、人の話を聞いたり理解することができて、言葉のやりとりをたのしめる子ども)</li> </ul> <p>0歳児から5歳児までの年齢に合ったリズム運動を取り入れ、体で表現する楽しさ・リズムをきざめる体づくり・身体のバランス力を高める活動に力をいれています。</p> <p>行事での保育参観を通し、子どもの見取り方や認め方を高め家庭における子育て支援を図ります。</p>
<p>小規模保育所 わかば保育園</p>	<p><b>保育理念</b> 一人ひとりが自己を発揮できる環境を用意することにより、乳幼児の健全な心身の発達と家庭における子育て支援を図る。</p> <p><b>保育目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく健康な子ども (心身ともに健康で、自分の思いを素直にあらわせる子ども)</li> <li>・思いやりの心を持つ子ども (自分自身や自分の周りの人、物を大切にできて感謝の心を忘れない子ども)</li> <li>・考える子ども (身近な環境の中で興味や関心を持って遊べる子ども、善悪の判断のつく子ども、人の話を聞いたり理解することができて、言葉のやりとりをたのしめる子ども)</li> </ul> <p>病気や感染症対策に力を入れ、働く保護者の方が安心できるように衛生面や安全面に配慮した園運営に努めます。</p>

<p>金城幼稚園・保育園</p>	<p>幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園で大切にしていること  ただ、「生きる力」をつけることではなく「人間としてよりよく生きていく力」＝「人格の基盤」をつくること</p> <p><b>基本理念</b>  一人ひとりの園児がこれからの長い人生を生きる勇気・知恵・やさしさをもてるよう直接的・基本的な体験をさせる</p> <p><b>教育・保育目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な生活習慣 「心身ともに健やかな子ども」</li> <li>・ 豊かな感性と創造力 「感謝と思いやりのある子ども」</li> <li>・ 規範意識の芽生え 「善い・悪いの区別のつく子ども」</li> </ul> <p><b>幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園の特色</b>  平成 20 年 4 月、「金城幼稚園・保育園」は、地域子ども達にとってよりよい環境を作るため、幼稚園・保育園・児童館までを含めた一体型施設の運営を行う「認定こども園」の認定を新潟県で初めて受けました。認定こども園では、乳幼児から学童まで一貫した保育・幼児教育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども料理教室・スキー教室・国際理解教室・高齢者施設「ゆきつばき・つばき園」と定期的な交流・環境理解教育や季節ごとの伝統的な行事などを行います。</li> <li>・ 保護者が働いている・働いていないにかかわらず利用が可能です。</li> <li>・ 集団活動・異年齢交流に必要な子どもの集団を保ち、健やかな育ちを支援します。</li> <li>・ 充実した子育て支援事業で、子育て家庭を応援します。</li> </ul> <p>幼稚園設置基準・(保育所)児童福祉施設最低基準・認定こども園認定基準の 3 つの基準に加え、(児童館)児童厚生施設最低基準のすべてが整った施設です。各種有資格者の配置数・教職員キャリアパス等研修制度・園舎及び園庭面積・施設設備等が充実しています。</p>
<p>南魚沼どろんこ保育園</p>	<p><b>保育理念</b>  にんげん力。育てます。  「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、「自分で考えて行動する力」を育みます。</p> <p><b>保育目標</b></p> <p>① <b>センス・オブ・ワンダー</b>  自然の中に沢山足を運び、自然の中での発見から、生死などの「環境認識」を。乳幼児期のうちから外遊びを「日常化」させることに重点を置き、子ども達の「原体験(※)」を大切に考えています。  (※) 原体験…自然物で物を作ったり、遊んだりという生活の基礎基本。</p> <p>② <b>人対人コミュニケーション</b>  園外では「すれ違った全ての人」と挨拶を交わすことを園の約束としています。『物怖じせず誰とでも目を見て話ができる子ども』を育成します。</p> <p><b>保育の 3 つのこだわり</b></p> <p>① <b>裸足保育</b>  ～足指で地面を捉える力を育てる～「背中を見せる保育」を実践</p> <p>② <b>異年齢(3・4・5 歳児)保育</b>  ～“自分で判断して行動する力”と“リーダーシップ”の育成が目的～</p> <p>③ <b>機会を排除しすぎない保育</b>  ～必要な機会を排除する「ダメ」という言葉を私たち保育士は使わない～</p>

具体的な保育内容については各園にお問い合わせください。



☆【総合窓口】入園手続、保育料、認定、バスに関すること、  
南魚沼市子育て支援課（保育班） ☎025-773-6822

☆健診・要支援児・遊びの教室の申込みに関すること  
南魚沼市保健課（母子保健班） ☎025-773-6811

☆遊びの教室の内容に関すること  
子育て支援センター ☎025-772-7754

☆保育内容・方針  
各保育園・認定こども園にお問い合わせください。 ☎p.11~12 参照